

座間味村事業者応援支援金交付要綱

令和 5 年 11 月 1 日

要綱第 12 号

(趣旨)

第1条 この要綱は新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び原油価格や原材料価格、物価の高騰等の影響等を受けている事業者に対し、事業の継続を支援するため実施する、事業者応援支援金（以下「支援金」という。）交付事業を円滑に推進するため、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象となる者)

第2条 支援金の交付の対象となる者は次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 座間味村内に事業所があり営業の実態がある法人、個人事業者で 1 人 1 事業までを対象とする。
- (2) 交付申請日又は交付決定日において倒産又は廃業していないこと。
また、今後も事業を継続する意思のあること。
- (3) 村税または公共料金の未納、滞納がないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条に規定する暴力団員等に該当しないこと。

(交付金額)

第3条 支援金の交付金額は次のとおりとする。

支援金 4 万円

(交付申請)

第4条 支援金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を村長が定める期日までに、村長へ提出するものとする。

- (1) 座間味村事業者応援支援金交付申請書兼請求書（様式第 1 号）
- (2) 振込口座の写し

(交付決定及び通知)

第5条 村長は、前条の申請書を受理した時は、速やかに、その内容を審査し、その適否、を決定する。

- 2 前項の規定により支援金の交付を決定した時は、座間味村事業者応援支援金交付決定通知書（様式第 2 号）により、申請者に通知するものとする。

3 第 1 項の規定により協力金の不交付を決定した時は、座間味村事業者支援金不交付決定通知書（様式第 3 号）により、申請者に通知するものとする。

（交付）

第6条 村長は前条の規定により支援金の交付を決定した場合、申請者に対し支援金を交付する。

（交付決定の取消し又は支援金の返還）

第7条 村長は申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 第 4 条の規定により提出した申請書類の内容に虚偽があると認められるとき。
- (2) 前項に掲げるもののほか、不当に当該交付を受けた者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（検査等）

第8条 村長は、申請者及び支援金の交付を受けた者に対し、支援金の交付対象となる事業に関して必要な指示をし、報告を求め、検査することができる。

（受給権の譲渡、担保の禁止）

第9条 支援金の交付を受ける権利は、譲り渡し、または担保に供してはならない。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和 5 年 11 月 1 日から施行する。

（適用期間）

2 この要綱は、施行日から令和 5 年 12 月 31 日までの間に交付申請された支援金について適用する。